

第3回 社会保障審議会 生活保護基準部会
最高裁判決への対応に関する専門委員会
令和7年9月8日

参考資料5

第2回専門委員会における参考人ヒアリングで ご指摘のあった判例等

ふるさと納税に係る総務省告示の違法性

(最判令和2年6月30日 民集74巻4号800頁) 深澤龍一郎 ジュリスト1557号36頁

<事案の概要>

・平成31年法律第2号(略)による地方税法の一部改正により、ふるさと納税として個人の道府県民税および市町村税に係る特例控除の対象となる寄付金は、地方団体に対する寄附金(略)のうち地方団体による第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(以下「募集適正基準」という)に適合する地方団体として総務大臣が指定するものに対するものに限られるという制度(略)が導入された。
・総務大臣は募集適正基準等を定める告示(略)を発し、(略)本件改正規定の施行前において、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第1号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第1号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第1号寄附金を受領した地方団体でないことを定めるもの、すなわち、地方団体が本件改正規定の施行前における返礼品の提供の態様を理由に指定の対象外とされる場合があることを定めるもの(略)であった。(略) X〔泉佐野市〕は、Y〔総務大臣〕に対し、上記の指定を申し出たところ、Yは、Xが本件告示2条3号に該当しないことを理由の一つとして、当該指定をしない旨の決定(以下「本件不指定」という)をした。そこでXは(略)、Yを相手に本件不指定の取消しを求めたが、原審(略)はXの請求を棄却したため、上告受理申立てに及んだ。

<判旨>

・大臣は、〔地方税法37条の2第2項〕の委任に基づいて、募集適正基準の一つとして本件告示2条3号を定めた(略)。また地方自治法245条の2は、(略)関与の法定主義を規定するところ、本件告示2条3号は、普通地方公共団体に対する国の関与に当たる指定の基準を定めるものであるから、関与の法定主義に鑑みても、その策定には法律上の根拠を要するというべきである。

・そうすると、本件告示2条3号の規定が地方税法37条の2第2項の委任の範囲を逸脱するものである場合には、その逸脱する部分は違法なものとして効力を有しないというべきである。

・本件改正規定の施行前においては、返礼品の提供について特に定める法令上の規制は存在せず、総務大臣により地方自治法245条の4第1項の技術的な助言である(略)通知が発せられていたにとどまる。同法247条3項(略)の趣旨は、普通地方公共団体は助言等に従って事務を処理すべき法律上の義務を負わず、これに従わなくても不利益な取扱いを受ける法律上の根拠がないため、その不利益な取扱いを禁止することにあると解される。しかるに、本件告示2条3号は、(略)実質的には、同大臣による技術的な助言に従わなかったことを理由とする不利益な取扱いを定める側面があることは否定し難い。そのような取扱いであっても、それが法律上の根拠に基づくものである場合、すなわち同号が地方税法の委任の範囲内で定められたものである場合には、直ちに地方自治法247条3項に違反するとまではいえないものの、同項の趣旨も考慮すると、本件告示2条3号が地方税法37条の2第2項の委任の範囲を逸脱したものではないというためには前記(略)のような趣旨の基準の策定を委任する授權の趣旨が、同法の規定等から明確に読み取れることを要するものというべきである。

・地方税法37条の2第2項につき、関係規定の文理や総務大臣に対する委任の趣旨等のほか、立法過程における議論をしんしゃくしても、前記(略)のような趣旨の基準の策定を委任する授權の趣旨が明確に読み取れるということはできない。そうすると、本件告示2条3号の規定のうち、本件改正規定の施行前における寄附金の募集及び受領について定める部分は、地方税法37条の2第2項(略)の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。

事後法による財産権の内容変更の合憲性

(最大判昭和53年7月12日 民集32巻5号946頁) 小泉良幸 憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕220頁

<事案の概要>

・旧農地法80条1項は、農林大臣は、その管理する土地等が自作農の創設等の目的に供しないことが相当であると認めたときは、これを売り払うこと等ができるとし、2項は、1項該当の土地等が買収農地である場合には、大臣は「買収の対価」相当額で旧所有者に売り払わなければならない、としていた。X(略)は農地改革による買収後農地の旧所有者であり、旧農地法80条を根拠に売払いの「申込み」を行ったが、これを拒否されたため、拒否処分の取消しと売払義務の確認とを訴求していたが、国有農地の売払いに関する特別措置法および同法施行令が制定(略)。それによって、売払価額が「時価の7割」に変更され、かつ、その附則2項において改正法はその施行の日以降に「売払いを受けた」土地等について適用するとされたため、Xは、控訴審においては訴えを変更し、Y(略)に対して、「買収の対価」相当額での売払いを請求した。

<判旨>

・憲法二九条一項は、「財産権は、これを侵してはならない。」と規定しているが、同条二項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定している。したがって、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべきである。〔判決文より引用〕

・買収の対価相当額で売払いを求める旧所有者の権利をそのまま認めておくとするれば、一般の土地取引の場合に比較してあまりにも均衡を失し、社会経済秩序に好ましくない影響を及ぼすものであることは明らかであり、しかも国有財産は適正な対価で処分されるべきものである(略)から、現に地価が著しく騰貴したのちにおいて売払いの対価を買収の対価相当額のままとすることは極めて不合理であり適正を欠くといわざるをえない(略)。(略) 買収の対価相当額での売払いを認めておくことは、その騰貴による利益のすべてを旧所有者に取得させる結果をきたし、一般国民の納得を得がたい不合理なものとなったというべきである。他方、改正前の農地法八〇条による旧所有者の権利になんらの配慮を払わないことも、また、妥当とはいえない。

・売払いの対価を時価そのものではなくその7割相当額に変更したことは、前記の社会経済秩序の保持及び国有財産の処分の適正という公益上の要請と旧所有者の前述の権利との調和を図ったものであり旧所有者の権利に対する合理的な制約として容認されるべき性質のものであつて、公共の福祉に適合するものといわなければならない。

・旧所有者は、特別措置法施行の結果、時価の7割相当額の対価でなければ売払いを受けることができなくなり、その限度で買収の対価相当額で売払いを受けうる権利が害されることになることは、否定することができない。

・しかしながら右の権利は当該農地について既に成立した売買契約に基づく権利ではなくて、その契約が成立するためには更に国の売払いの意思表示又はこれに代わる裁判を必要とするような権利なのであり、その権利が害されるといっても、それは売払いを求める権利自体が剥奪されるようなものではなく、権利の内容である売払いの対価が旧所有者の不利益に変更されるにとどまるものであつて、前述のとおり右変更が公共の福祉に適合するものと認められる以上、右の程度に権利が害されることは憲法上当然容認されるものといわなければならない。

納税者の租税法規上の地位の遡及的変更

(最判平成23年9月22日 民集65巻6号2756頁) 平川英子 租税判例百選〔第7版〕 10頁

<事案の概要>

・X(略)は、平成5年に本件土地を購入し、これを平成16年1月30日に譲渡する売買契約を締結し、同年3月1日に買受人に引き渡した。

・本件譲渡の結果、Xには2500万円余りの譲渡損失が生じた。(略)平成16年法律第14号の改正前措置法31条は、(略)その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、(略)、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、他の各種所得の金額から控除する損益通算を認めていた。これに対し、改正後措置法31条は、(略)長期譲渡所得の金額の計算場生じた損失の金額がある場合に、所得税法等の規定の適用について、当該損失の金額は生じなかったものとみなし、長期譲渡所得にかかる損益通算を認めないこととした(略)。

・改正法は平成16年4月1日に施行されたが、改正法附則により、改正後措置法31条は同年1月1日以降に行う土地建物等の譲渡に適用するものとされた。(略)処分行政庁、異議棄却決定および審査請求棄却裁決は、いずれも本件譲渡には改正後措置法31条が適用され、本件譲渡損失の金額は生じなかったものとみなされるから、損益通算の処理ができないことを理由とするものである。第一審・控訴審ともにXの請求を棄却。Xが上告。

<判旨>

・憲法84条は、課税要件及び租税の賦課徴収の手続が法律で明確に定められるべきことを規定するものであるが、これにより課税関係における法的安定が保たれるべき趣旨を含むものと解するのが相当である(略)。

・法律で一旦定められた財産権の内容が事後の法律により変更されることによって法的安定に影響が及び得る場合における当該変更の憲法適合性については、当該財産権の性質、その内容を変更する程度及びこれを変更することによって保護される公益の性質などの諸事情を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって判断すべきものであるところ(略)暦年途中の租税法規の変更及びその暦年当初からの適用によって納税者の租税法規上の地位が変更され、課税関係における法的安定に影響が及び得る場合においても、これと同様に解すべきものである。(略)本件改正附則が憲法84条の趣旨に反するか否かについては、(略)暦年途中の租税法規の変更及びその暦年当初からの適用による課税関係における法的安定への影響が納税者の租税法規上の地位に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかという観点から判断するのが相当と解すべきである。

・不動産価格の下落により既に我が国の経済に深刻な影響が生じていた状況の下において、本件改正附則が本件損益通算廃止に係る改正後措置法の規定を暦年当初から適用することとしたことは、具体的な公益上の要請に基づくものであった。一方、法改正により事後的に変更されるのは、(略)特定の譲渡に係る損失により暦年終了時に損益通算をして租税負担の軽減を図ることを納税者が期待し得る地位にとどまる。

・租税法規は、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断及び極めて専門技術的な判断を踏まえた立法府の裁量的判断に基づき定立されるものであり、納税者においては、これによって損益通算による租税負担の軽減に係る期待に沿った結果を得ることができなくなるものの、それ以上に一旦成立した納税義務を加重されるなどの不利益を受けるものではない。

・これらの諸事情を総合的に勘案すると、本件改正附則が、本件損益通算廃止に係る改正後措置法の規定を平成16年1月1日以後にされた長期譲渡に適用するものとしたことは、上記のような納税者の租税法規上の地位に対する合理的な制約として容認されるべきものと解するのが相当である。

職権による取消し

(最大判昭和43年11月7日 民集22巻12号2421頁) 牛嶋仁 行政判例百選Ⅰ〔第5版〕182頁

<事案の概要>

T地区農業委員会(略)は、訴外Aの所有自作地(略)を訴外Bの所有地であると誤認し、自創法〔自作農創設特別措置法〕6条に基づいて農地買収計画、同売渡計画を樹立した。(略)東京都知事は、これに基づき、本件土地を買収し、Xら4名に売り渡した。(略)ところが、(略)Aより買収計画に対する事実上の異議申出があり、同委員会による調査の結果、本件土地は、Bの所有地ではないことが判明した。そこで、同委員会は、上記買収計画および売渡計画を取り消す旨の決議をなし、(略)Xらに上記各取消しの通知をした。そこで、Xらは、上記買収計画および売渡計画の取消しには、重大かつ明白な瑕疵があり、無効であるから、本件土地につき、(略)〔所有権移転登記と明渡しを求めて〕提訴した。

<判旨>

・行政処分が違法または不当であれば、(略)処分をした行政庁その他正当な権限を有する行政庁においては、自らその違法または不当を認めて、処分の取消によって生ずる不利益と、取消をしないことによってかかる処分に基づきすでに生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、しかも該処分を放置することが公共の福祉の要請照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができる。

・しかも、自作農創設特別措置法の規定に基づく農地買収は、個人の所有権に対する重大な制約であるところ、かかる重大な制約は、その目的が自作農を創設して農業生産力の発展と農業経営の民主化を図ることにあるという理由によって是認され得る強制措置であるから、かかる処分が、本件におけるごとく、法定の要件に違反して行なわれ、買収すべからざる者より農地を買収したような場合には、他に特段の事情の認められない以上、その処分を取り消して該農地を旧所有者に復帰させることが、公共の福祉の要請に沿う所以である。

・のみならず、(略)本件各農地の売渡を受けたXらは、(略)所有権取得登記を経由しているとはいえ、該農地の引渡を受けていなかったというのであるから、(略)違法な買取処分によって、(略)蒙った不利益は、違法な売渡処分に基づき、(略)Xらが右処分の取消によって蒙る不利益に比し著しく大である。

不耕作者と耕作者と誤認してなされた農地売渡処分を、処分後3年を経た後に取消すことの適否（最判昭和31年3月2日 民集10巻3号147頁） 雄川一郎 法学協会雑誌 74巻2号106頁

＜事案の概要＞

本件の上告人（略）Xは、（略）CがXと交渉の結果右農地の耕作を続け、（略）耕作して来た。以上のような関係の下に、本件農地の自創法による売渡がなされることになったのであるが、その際Xは買受の申込をしたが、実際に耕作していたCは本件農地について買収、売渡の手続がなされていたことを知らなかつたため買受の申込をせず、また村農地委員会がXにただしたところXが農地を耕作していると申出たので、村農地委員会はこれを信じXが買収時期たる昭和二二年一二月二日当時耕作の業務を営む小作農であると認め、昭和二三年七月一〇日付、同月一四日交付の売渡通知書によってXに対して農地売渡処分をした。その後Cが村農地委員会に対して異議を申出たので、（略）Cが耕作していたことが判明し（略）、Xが自創法施行令第一七条第一項に該当する買受第一順位者であることを前提とした右の買受処分を違法と認め、知事は昭和二六年五月三〇日付で右の売渡処分を取消す処分をした。これに対し、Xは、右の取消処分の取消を求めて出訴したが、第一審第二審ともに、右取消処分を適法と判定したので、Xから上告したのが本件である。

＜判旨＞

（略）本件売渡処分は、買収の時期において本件土地の転借人として現実に耕作の業務を営んでいた訴外Cが売渡手続の存在を知らなかつたため買受の申込をなさず、転貸人である上告人が耕作者として買受の申込をしたため上告人を売渡の相手方として行われたというのであり、しかも上告人は、その当時から売渡処分の取消があるまで本件土地を自ら耕作したことは一度もないというのであつて、（略）本件売渡処分は、現実の耕作者である右Cを自作農化する結果にはならず、（略）してみると、本件売渡処分は、現実に耕作の業務を営む小作農（略）を自作農化することにより耕作者の地位の安定を図ろうとする自作農創設特別措置法の目的に全く反する違法の処分であることが顕著であるといわなければならない。（略）本件売渡処分と取消処分との間に約三年の年月の経過があるとはいえ、その間、事実上法律上の状態にはほとんど変動はなく、右処分の取消により関係人の被る不利益が特に重大であると認めるべき格別の事情もうかがわれないところである。従つて、以上のような事情の下では、本件売渡処分を放置することによる公益上の不利益は、処分の取消により関係人に及ぼす不利益に比してはるかに重大であり、本件売渡処分を取り消すべき公益上の必要があるものと解するのが相当である。即ち右取消処分は適法。

被災者生活再建支援金支給決定の職権取消し

(最判令和3年6月4日 民集75巻7号2963頁) 鈴木崇弘 ジュリスト1570号38頁

<事案の概要>

東日本大震災発生時、a区のマンションに居住していた世帯の世帯主ら(X)は、a区長からマンションの被害の程度が大規模半壊である旨の罹災証明書の交付を受け、支援金を受給した。その後、a区長は本件マンションの被災状況を調査し、一部損壊に該当すると認定し、本件世帯主らに対して一部損壊である旨の罹災証明書を交付した。被災者生活再建支援金の支給に関する事務の委託を受けた被災者生活再建支援法人(Y)は世帯主らに対し大規模半壊世帯に該当するとの認定に誤りがあることを理由に、本件各支給決定を取り消す旨の取消決定をした。そこでXは、Yを相手方として本件取消決定の取消訴訟を提起した。〔判決文より要約〕

<判旨>

・支援法の目的、内容等に照らすと、支援法はその目的を達成するための手段として、自然災害による被害のうち住宅に生じたものに特に着目し、その被害が大きく、所定の程度以上に達している世帯のみを対象として、その被害を慰謝する見舞金の趣旨で支援金を支給するという立法政策を採用したもの(略)。

・本件マンションの被害の程度は客観的には一部損壊にとどまり、本件各世帯は、(略)支援法の規定する『被災世帯』には該当しなかったものであるから、本件各支給決定は、本件各世帯の被災世帯該当性についての認定に誤りがあるという瑕疵を有するものといわざるを得ずこの瑕疵は、(略)支援法の規定する支援金の支給要件の根幹にかかわるものというべきである。

・本件各支給決定の効果を維持することによって生ずる不利益は、(略)支援金の支給に関し、(略)被害を受けた極めて多数の世帯の間において、公平性が確保されないことおよびそれによる支援金に係る制度の適正な運用^{ひいては当該制度それ自体に対する国民の信頼を害すること}と、究極的には国民から徴収された税金その他貴重な財源を害すること(略)である。(略)これらはいずれも支援金に係る制度の安定的かつ円滑な運用を害しかねないものであるから、本件各支給決定の効果を維持することによる不利益は、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興という支援法の目的の実現を困難にする性質のものであるということが出来る。

・本件各支給決定を取り消すことによって生ずる不利益は、(略)本件世帯主らにとっては、その有効性を信頼し、あるいは既に全額を費消していたにもかかわらず、本件各支援金相当額を返還させられることであり、この返還による負担感^{は、本件世帯主らが既に東日本大震災による被害を受けていることも勘案すると、小さくないといわざるを得ない}。しかし(略)本件世帯主らは、支援法上、本件各支援金にかかる利益を享受することのできる法的地位をおよそ有さず、本件世帯主らは既に利益を得たことに対応して金員の返還を求められているにとどまり、新たな金員の抛出等を求められていない。(略)

・以上に加え、本件各支給決定を取り消すまでの期間が不当に長期に及んでいるともいい難い。

・以上から、瑕疵を有する本件各支給決定については、その効果を維持することによって生ずる不利益がこれを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その取消しを正当化するに足りる公益上の必要があると認められる。

第2回専門委員会における参考人からのご意見について

第2回専門委員会における事務局提出資料に関して、参考人から引用すべきとの意見のあった部分は以下の下線部分のとおり。

南博方（原編著）高橋滋ほか編『条解 行政事件訴訟法』〔第5版〕より <741頁～745頁>

(a)新たな処分理由に基づく再処分の可否

(i) **問題の所在** 判決で処分が取り消されると、判決理由中で明示的に違法判断を受けたのと同じ過誤をくり返すことが禁止されるということについては、既判力説と拘束力説の対立を超えての見解の一致がある（略）。言い換えれば、判決で取り消されたのと同じ処分理由に基づいて同じ内容の再処分をすることができないというのが、反復禁止効の最小限の内容として承認されているといえる。（略）

それを超えて、判決理由中で違法判断を受けた過誤を是正しつつ、それとは別の処分理由に基づいて、同じ内容の再処分をすること（別理由再処分）についても反復禁止効が及ぶかどうかについては、裁判例には否定するものもあるが（略）、学説上は争いがある。

(ii) **既判力説と拘束力説の対立** まず、反復禁止効の法的性質につき拘束力説を採ると、反復禁止効は別理由再処分には及ばないという結論になる。なぜなら、拘束力は、「その判決の主文と一体となった判決理由の判断について生ずる」（略）ものであるため、判決理由中で違法判断が示されていない論点については拘束力は生ぜず、そのような処分理由に基づいて同じ内容の処分をしても、拘束力には違反しないということになるからである（略）。

それに対し、既判力説の立場からは、反復禁止効を別理由再処分にも及ぼそうという見解が唱えられている（略）。この見解は次のようにいう。取消判決において処分の違法性が確定するということは、当該法律関係において、当該処分をする要件が存在しなかったことが確定することを意味する。取消判決の既判力は、判決理由中でなされた個々の違法判断を超えて、訴訟物の範囲全体に及ぶので、判決で取り上げられた違法事由に限られず、同一事情のもとで同一内容の処分をすることが、別の処分理由に基づいたとしても、既判力の作用として禁止される（ただし、本条（注：行政事件訴訟法33条）2項の場合は、法律自体が再度の考慮を明文で規定しているので、反復禁止効の例外が認められる）、と。

(iii) **両説の接近** しかし、この両説の対立は、見かけほど大きなものではないように思われる。別理由再処分の可否が論ぜられるのは、これを完全に認めてしまうと、処分を根拠づける理由が複数存在する場合に、ある処分理由については当初の処分（前処分）時又はその取消訴訟（前訴）で提示・主張するの、再処分時ないしその取消訴訟（後訴）で提示・主張するの、行政庁の自由となりがねないからである。特に、行政庁が前訴において新たな処分理由を主張しようと思えばできたのにあえて主張せず、あるいは主張することを怠って取消判決を受けた場合には、当事者間の衡平・武器対等を損ない、攻撃防御の手段を尽くさなかった行政庁に不当な利益を与えたとともに、事件が裁判所と行政庁との間を往復して紛争解決が遅れ訴訟経済に反することになる。

そこで、拘束力説に立つ論者にも、拘束力の範囲は判決理由中の判断を超えては及ばないことを前提としつつ、前訴において行政庁が主張することができたのにしなかった理由に基づいて同じ内容の処分をすることは、信義則または権利濫用の法理（略）、遮断効の趣旨（略）、紛争解決の蒸し返しの禁止（略）、「違法ならざる所以を立証すべき」被告の立場（略）などに反し許されない、などと説くものがある。裁判例においても、大津地判平9・6・2判自173・27は、前訴において処分の追加主張として口頭弁論終結時まで提出することができた処分理由に基づいて行政庁がした再度の申請拒否処分（公文書非公開決定）を、拘束力に反し無効とした（略）。

その一方で、既判力説に立ったとしても、別理由再処分が一切禁止されると解するのは、おそらく妥当ではない。まず、前処分が手続の違法を理由に取り消された場合には手続をきちんとやり直して同じ処分をすることは、一般に反復禁止効に触れないと解されており（略）、既判力説もこれに反する主張をしていない（略）。次に、前訴において行政庁による処分理由の差し替え・追加（略）が制限されるなどの事情で、一定の処分理由を主張することができなかった場合（略）、当該処分理由に基づいて再処分をすることがおよそ認められないとするのは妥当ではない（略）。

第2回専門委員会における参考人からのご意見について（続き）

（iv）結論 以上を踏まえると、既判力説を採るか拘束力説を採るにかかわらず、反復禁止効の客観的範囲は、裁判所の審理範囲（手続違法および理由の差替え・追加の可否）に応じた調整を受けざるをえないと考えられる。具体的には、次のように整理するのが適当ではないだろうか（興津征雄「取消判決の効力」法教360・30）。

まず、取消訴訟における裁判所の審理対象となる事実関係・法律関係（係争処分の規律対象である法律関係の全部または一部）に属する処分理由については、行政庁は、処分理由の差替え・追加が許容されるにとどまらず、それをすべき義務を負い、それを怠って取消判決を受けたら、差替え・追加主張をしなかった処分理由に基づいて再処分をすることはもはや許されなくなる、と解すべきであろう。このことは、既判力説からは既判力が取消訴訟の訴訟物である違法性全部に及ぶということから、拘束力説からは行政庁は差替え・追加主張しうる処分理由については信義則上主張すべき義務を負うということから、それぞれ根拠づけることができる。それに対し、前訴で差替え・追加主張することができなかった処分理由に基づく再処分については、反復禁止効は及ばない（略）

（b）新たな証拠資料に基づく再処分の可否 行政庁が、取消判決後に、前処分時またはその取消訴訟において審理されなかった証拠資料に基づいて同じ内容の再処分をすることが反復禁止効によって妨げられるかどうかについては、妨げられないとする見解（略）と妨げられるとする見解（略）とがある。

新たな証拠資料によって別の理由を基礎づける場合には、(a)で述べたことが当てはまる。

新たな証拠資料によって、取消判決で違法判断を受けたのと同じ処分理由を基礎づける場合には、当事者系の特許無効審判の審決取消訴訟について、前掲最判平4・4・28が、「再度の審判手続において、審判官は、取消判決の拘束力の及ぶ判決理由中の認定判断につきこれを誤りであるとして従前と同様の主張を繰り返すこと、あるいは右主張を裏付けるための新たな立証をすることを許すべきではな[い]」（略）と判示して、新証拠の提出を否定する解釈を示した（略）。一般の行政処分の取消訴訟についても、行政庁は処分の適法性を基礎づける事実を自ら調査すべき義務を処分時から訴訟時まで負い続けると解すべきであり（略）、また取消判決後に新証拠の提出を認めると紛争解決が遅延し処分の名宛人の負担となりかねないから、新たな証拠資料により同じ処分理由を基礎づけて再処分を行うことは、反復禁止効に触れ許されないと解される（略）。